

報告第15号

専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第2号の規定により、これを報告する。

令和5年7月24日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月1日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

1 被委嘱者

	委嘱組織・団体名	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	香川短期大学教授	次田 一代
2	学識経験者	市歯科医師会理事	吉永 美加
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立西幼稚園長	宮武 知子
4	市立小学校校長代表	市立飯山南小学校長	西原 弘子
5	市立中学校校長代表	市立南中学校長	高井 真治
6	市立小・中学校医代表	市医師会副会長	森本 雄次
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	横田 由美子
8	市立幼稚園・こども園PTA代表	市立西幼稚園 PTA会計	白川 幸子
9	市立小学校PTA代表	市PTA連絡協議会 母親部会部長（城西小学校PTA）	岡崎 明子
10	市立中学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長（東中学校PTA会長）	岩根 誠
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立城東小学校養護教諭	尾崎 由紀子
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立綾歌中学校栄養教諭	十河 沙也加

2 委嘱期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

3 委嘱理由

各種団体からの推薦等に基づき、適任であると認めたため

丸亀市学校給食センター運営委員会委員名簿（旧）

	委嘱組織・団体名	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	香川短期大学教授	次田 一代	委員長
2	学識経験者	市歯科医師会理事	末森 元	
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立城東幼稚園長	柳 久子	
4	市立小学校校長代表	市立飯山南小学校長	西原 弘子	
5	市立中学校校長代表	市立南中学校長	高井 真治	
6	市立小・中学校医代表	市医師会副会長	森本 雄次	副委員長
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	横田 由美子	
8	市立幼稚園・こども園PTA代表	市立城東幼稚園 PTA会長	岡崎 孝之	
9	市立小学校PTA代表	市PTA連絡協議会小学校 母親部会部長	大塚 有加里	
10	市立中学校PTA代表	市PTA連絡協議会 中学校副会長	岩根 誠	
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立城東小学校養護教諭	尾崎 由紀子	
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立綾歌中学校栄養教諭	十河 沙也加	

(委嘱期間 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで)

